

鶴見川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域の地質、降雨量
- ・ 昭和 30 年代中頃より急激に開発が進められ、平成 15 年には市街地率約 85 %にまで市街化が進行

(流域の自然環境)

- ・ 源流付近は谷戸が多く残り、この地域特有の貴重な自然環境
- ・ 中流域には、ヨコハマナガゴミムシの国内唯一の生息地

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 昭和 14 年に直轄事業として着手
- ・ 昭和 33 年 9 月洪水ではほぼ流域全域で氾濫し、これに鑑み昭和 43 年に工事実施基本計画を策定
- ・ 昭和 41 年 6 月洪水の被害及び流域の急激な開発状況等を考慮し、昭和 49 年に工事実施基本計画を改訂
- ・ 昭和 51 年に「鶴見川流域水防災計画委員会」を設立
- ・ 昭和 54 年「総合治水対策特定河川」に指定
- ・ 昭和 55 年に「鶴見川流域総合治水対策協議会」を設立し、昭和 56 年に「鶴見川流域整備計画」を策定
- ・ 河川改修では大規模な河道浚渫を行い洪水流下能力を $950\text{m}^3/\text{s}$ に向上

- ・平成元年「鶴見川新流域整備計画」を策定
- ・平成6年、更なる流域の市街地化に鑑み、工事実施基本計画を改訂
- ・平成15年に鶴見川多目的遊水地が完成

(河川水の利用)

- ・農業用水として約130haの耕地のかんがいとともに工業用水としても利用
- ・生活用水のほとんどが流域外から導水

(水質)

- ・環境基準値を超過する状態が続いていたが下水道整備の進捗等により改善し、中流部の一部区間を除いて環境基準値を満足
- ・中下流部は、河川水に占める下水道処理水の割合が大きく、BOD値の大半が処理水中の無機物に起因するN-BODという都市河川特有の傾向

(河川の利用)

- ・貴重な自然空間を散策、サイクリング、釣り、水遊びなどに利用
- ・クリーンアップ活動など流域での市民活動が活発
- ・「鶴見川流域センター」は行政・市民一体となった利用・運用

(河川の維持管理)

- ・市民が行政と協働で行う河川管理「リバーシビックマネージャー制度」を導入

(水循環系の健全化)

- ・流域の水循環系の健全化の視点から、「鶴見川流域水マスタープラン」を「鶴見川流域水協議会」で平成16年に策定

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・流域の水循環系の健全化の視点から、関係機関、市民と連携し流域一

体となって、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開

- ・ 水源から河口まで一貫した基本方針に基づく
- ・ 段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う

ア．災害の発生の防止又は軽減

（流域全体の河川整備の方針）

- ・ 流域が一体となった総合的な浸水被害対策を下水道管理者、地方公共団体等関係機関、市民と連携し推進
- ・ 洪水調節施設と河川改修により計画規模の洪水を安全に流下

（河川管理施設の管理、ソフト対策）

- ・ 河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減
- ・ 情報伝達体制の強化等の被害軽減方策
- ・ 本支川、上下流バランスを考慮した水系一貫の河川整備

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

（河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持）

- ・ 関係機関と連携を図り、雨水浸透機能の維持促進等により、豊かで清らかな水環境の保全・回復など水循環系の健全化を図る

ウ．河川環境の整備と保全

（河川環境の整備と保全の全体的な方針）

- ・ 都市域内の多様な動植物の生息・生育環境等の保全・回復や緑地等の自然環境を関係機関と連携し河川などで結ぶ水と緑のネットワークの形成を図り、自然環境を次世代に引き継ぐよう努める
- ・ 河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進

（動植物の生息地・生育地の保全）

- ・ 水域から陸域の連続性の確保など多様な動植物の生育・生息環境の保全・再生

- ・ 絶滅が危惧されるヨコハマナガゴミムシ等の生息・生育環境の保全

(良好な景観の維持・形成)

- ・ 川と調和した沿川のまちづくりを関係機関と連携し進め、良好な河川景観の形成

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 流域の水循環系などに関する理解を促す学習を促進する場の整備保全

(水質)

- ・ 流水に占める下水道処理水の割合が大きいため、下水道管理者等関係機関や市民と連携し、汚濁負荷量の削減等を実施

- ・ 更なる水質改善に向け、人々が水とふれあえ多様な動植物が生息・生育する、豊かで清らかな水環境の保全・再生の取り組みを進める

(河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理)

- ・ 治水、利水、河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・ 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・ 河川に関する情報を市民と幅広く共有し、環境学習等の充実、市民参加による河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

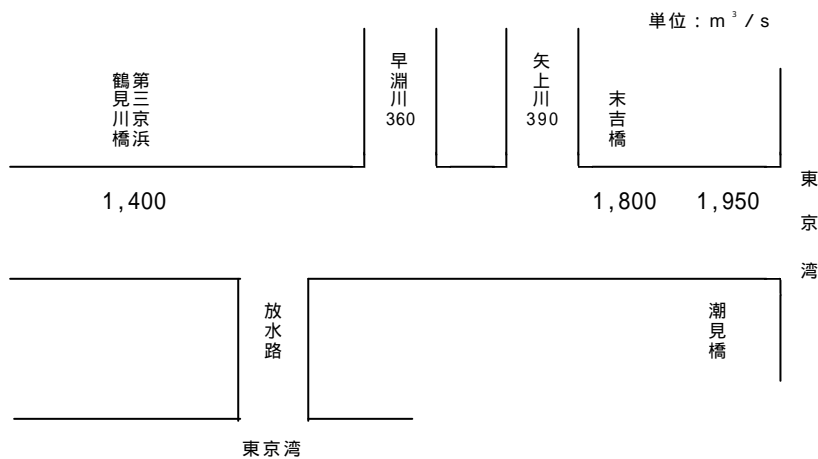
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調整施設に よる調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
鶴見川	末吉橋	2,600	800	1,800

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量配分図

(単位： m^3/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する
事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口または合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P (m)	川幅 (m)
鶴見川	第三京浜 鶴見川橋	15.4	9.28	90
	末吉橋	5.8	3.79	110
	潮見橋	1.0	2.48	130

注) T. P. : 東京湾中等潮位
: 計画高潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するための必要な流量に関する事項

- ・ 下水道処理水が多く割合を占める
- ・ 落合橋地点 : 概ね $3 \text{ m}^3/\text{s}$